

# 社会福祉法人老後を幸せにする会 定款施行細則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人老後を幸せにする会（以下「法人」という。）定款第44条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営規程)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別に定める評議員選任・解任委員会運営規程による。

## 第3章 評議員会

(評議員会運営規程)

第3条 定款第15条に規定する評議員会の運営については、別に定める評議員会運営規程による。

## 第4章 理事会

(理事長専決事項)

第4条 定款第26条の規定により、理事長が専決できる事項については、別に定める理事の職務権限規程により定める。

(理事会運営規程)

第5条 定款第30条に規定する理事会の運営については、別に定める理事会運営規程による。

## 第5章 評議員選任・解任委員、評議員及び役員の定年

(評議員選任・解任委員、評議員及び役員の定年)

第6条 定款第6条第2項に規定する評議員選任・解任委員（法人職員を除く。）に定年は設けないものとする。

2 定款第5条に規定する評議員及び定款第16条に規定する役員の定年は75歳とする。ただし、任期中に定年を迎えた場合は、当該任期の終了のときまでとする。

3 法人の運営上、必要と認められた者については、前項の規定にかかわらず、理事会の承認後、評議員選任・解任委員会又は評議員会の承認を得て、一期のみ定年を延長することができる。

4 監事については、業務の性質上本条を適用しない。

## 第6章 法人の組織

(法人の組織)

第7条 法人に次の組織を置く。

- (1) 法人事務局
- (2) 介護老人福祉施設／特別養護老人ホームさつき荘（以下「さつき荘」という。）
- (3) 介護老人福祉施設／特別養護老人ホーム等々力共愛ホームズ（以下「等々力共愛ホームズ」という。）
- (4) 在宅サービス課

2 法人事務局内に経営企画室を置く。

(法人事務局)

第8条 法人事務局の分掌事務は、理事長が別に定める処務規定により定める。

(さつき荘)

第9条 さつき荘は、介護老人福祉施設／特別養護老人ホームさつき荘及び老人短期入所事業（さつき荘）の運営に当たる。

2 さつき荘の分掌事務は、理事長が別に定める処務規程により定める。

(等々力共愛ホームズ)

第10条 等々力共愛ホームズは、介護老人福祉施設／特別養護老人ホーム等々力共愛ホーム、老人短期入所事業（等々力共愛ホームズ）及び老人デイサービスセンターデイ・ホーム共愛の運営に当たる。

2 等々力共愛ホームズの分掌事務は、理事長が別に定める処務規程により定める。

(在宅サービス課)

第11条 在宅サービス課は、次の事業所の運営に当たる。

- (1) 老人デイサービスセンター
  - ア デイ・ホームたまがわ
  - イ デイ・ホーム上用賀
  - ウ デイ・ホーム等々力
  - エ デイ・ホーム深沢
  - オ デイ・ホーム玉川田園調布
  - カ デイ・ホーム中町
- (2) 居宅介護支援事業所
  - ア 上用賀居宅介護支援事業所

- イ 玉川居宅介護支援事業所
- ウ 中町居宅介護支援事業所
- (3) 世田谷区地域包括支援センター
  - ア 等々力地域包括支援センター
  - イ 九品仏地域包括支援センター
  - ウ 上野毛地域包括支援センター
- (4) 認知症対応型共同生活援助事業所
  - グループホーム奥沢・共愛
- (5) 訪問介護事業所
  - 等々力ホームヘルプサービス

2 在宅サービス課の分掌事務は、理事長が別に定める処務規程により定める。

(管理職、監督者及び職員)

第12条 理事長、常務理事の命を受け、所管する組織の職員を指揮、監督して、法人の事業を円滑に遂行するため、次の管理職を置く。

- (1) 法人事務局 事務局長、事務局次長及び経営企画室長
- (2) さつき荘 施設長及び副施設長
- (3) 等々力共愛ホームズ 施設長及び副施設長
- (4) 在宅サービス課 課長

2 前項に規定する管理職の下に、次の監督者を置く。

- (1) 法人事務局 室長補佐、事務主任及び事務副主任
- (2) さつき荘 看護主任、看護副主任、介護主任、介護副主任、介護リーダー
- (3) 等々力共愛ホームズ 主任生活相談員、看護主任、看護副主任、介護主任、介護副主任、介護リーダー
- (4) 在宅サービス課 課長補佐、管理者、所長及び副所長

3 前各項に定めるもののほか、法人に次の職員を置く。

- (1) 専門職員 介護支援専門員、介護予防支援担当職員、理学療法士、作業療法士、機能訓練指導員  
管理栄養士、栄養士
- (2) 医療職員 医師、看護職
- (3) 事務職 事務員
- (4) 介護職 介護職員、生活相談員、生活協力員、登録ヘルパー
- (5) 技能・アシスタント職 運転手、調理員、事務アシスタント、介護アシスタント、業務アシスタント

(職務)

第13条 前条の職にある者の職務内容については、理事長が別に定める処務規程により定める。

(報告義務)

第14条 管理職、職務の執行状況を定期的に理事長に報告するとともに、事案が自己の職責を超えるものと判断される場合は、理事長の決裁を求めるものとする。

## 第7章 その他

(改正)

第15条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附則

(施行期日)

この規則は、平成12年12月11日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成14年8月21日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成15年2月21日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成15年5月26日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成16年8月20日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成18年3月22日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。